

工種	内容
バリアフリー改修 工事	<p>昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、一般診断で総合評価1.0以上であることが条件となります。</p> <p>1 通路等の拡幅 通路の有効幅員を780mm以上（柱等の箇所にあっては750mm以上）に拡張するもの（室内に限る）。</p> <p>2 階段勾配の緩和 既存階段の勾配を22/21以下とし、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和を550mm以上650mm以下とし、かつ、踏面の寸法を195mm以上とするもので、蹴込みを30mm以下とするもの。</p> <p>3 浴室改良 下記のいずれかに該当する工事を含むものでかつ、浴室全体を改良するもの。 ・浴室の面積を増加する工事（短辺の内法寸法が1,300mm以上で、面積が2.0㎡以上であるもの） ・浴室の出入口の段差を解消する工事（段差を20mm以下の単純段差とするもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置するもの） ・浴槽またぎ高さを緩和する工事 ・床を滑りにくいものに変更する工事</p> <p>4 便所改良 下記のいずれかに該当する工事。 ・和式から洋式に便器を取替える工事（洗浄機能付便座への交換のみの場合は対象外） ・座面高さを高くする工事 ・便所の面積を増加する工事（便所の長辺が1,300mm以上のもの、又は便器の前方又は側方において便器と壁の距離が500mm以上であるもの。）</p> <p>5 手すりの取り付け 浴室、便所、脱衣室、居室、玄関、階段、廊下、玄関ポーチに歩行の補助又は下記の動作を補助するために手すりを取り付ける工事。 ・便所：立ち座りのためのもの ・浴室：浴室の出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのためのもの ・玄関：上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのもの ・脱衣室：衣服の着脱のためのもの</p>

	<p>6 段差の解消</p> <p>居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関ポーチの段差を解消するために敷居の高さの変更や床のかさ上げ、スロープを設置する工事。</p> <p>7 出入口の戸の改良</p> <p>下記のいずれかに該当する工事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具の有効開口幅を750mm以上（浴室にあつては600mm以上）に拡張するもの ・開き戸から引き戸に変更するもの、吊戸に変更するもの ・ドアノブをレバーハンドルやバーハンドル等へ変更するもの <p>8 車いす対応の床又は滑り防止床への変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室を畳敷きからフローリングやビニール系床材へ変更する工事 ・居室や廊下の床を滑りにくい床材に変更する工事
断熱・省エネ改修工事	<p>昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、一般診断で総合評価1.0以上であることが条件となります。</p> <p>1 断熱工事</p> <p>(1) 窓の断熱改修工事（ただし、住宅の居室の窓全部を行うことが必要）。</p> <p>(2) 床の断熱改修工事。</p> <p>(3) 屋根又は天井の断熱改修工事。</p> <p>(4) 壁の断熱改修工事。</p> <p>2 改修部位がいずれも安平町で定める基準（平成28年省エネ基準）以上の省エネ性能となるもの。</p> <p>3 1(1)の工事については、次のア、イのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 内窓設置又は交換（既存窓の内側に新たに窓を設置するか、又は既存2重窓の内側の窓を交換するもの）。</p> <p>イ 外窓交換（既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの）。</p> <p>4 1(2)から(4)までの工事については、いずれも対象部位全体を改修するもの</p>
その他	町長が必要と認める工事